

弘前大学リハビリテーション医学講座同門会会則

名 称： 本会は弘前大学リハビリテーション医学講座同門会と称する。

目 的： 会員相互の親睦を図り、青森県リハビリテーション医学・医療の普及、発展に努める。また、同門会および弘前大学リハビリテーション医学講座の研究活動の発展に寄与する。

会 員： 入会資格を以下のとおりとする。

1). 正会員

- ① 弘前大学リハビリテーション医学講座または弘前大学医学部附属病院リハビリテーション科に在籍中あるいは在籍歴のある医師。
- ② 前身の弘前大学医学部リハビリテーション部門に在籍歴のある医師。
- ③ 青森県内の医療機関および弘前大学関連医療機関に在籍中の日本リハビリテーション医学会員。
- ④ 本会の趣旨に賛同しリハビリテーション医学・医療に関心のある医師で、運営委員会の承認を得たもの。

2). 準会員

- ① 弘前大学医学部附属病院リハビリテーション部に在籍中あるいは在籍歴のある療法士。
- ② 本会の趣旨に賛同しリハビリテーション医学・医療に関心のある療法士で、正会員からの推薦を受け運営委員会の承認を得たもの。

役 員： 次の役員をおく。

- 1). 会長： 弘前大学リハビリテーション医学講座教授をあてる。
- 2). 副会長： 運営委員の中から会長が推薦し、総会にて承認を得たものとする。会長を補佐し、必要に応じて会長職を代行する。任期は2年とし再選は妨げない。
- 3). 運営委員： 正会員の中から推薦され、総会にて承認を得たものとする。任期は2年とし再選は妨げない。
- 4). 監事： 正会員の中から2名が推薦され、総会にて承認を得たものとする。任期は2年とし再選は妨げない。
- 5). 顧問： 会長が必要に応じて推薦し、運営委員会にて承認されたものとする。
- 6). 名誉会員： 会長経験者、弘前大学リハビリテーション医学講座教授経験者、同門会に特に貢献したと運営委員会から推薦され、総会にて承認されたものとする。

退 会： 会員が次のいずれかに該当するときは、除名または退会させることができる。

- 1). 本会の名誉を傷つけ、または本会則に反する行為があったとき。
- 2). 会費を3年以上滞納したとき。
- 3). 本人から退会の申し出があったとき。

事務局：

- 1). 弘前大学リハビリテーション医学講座内におく。
- 2). 運営および活動に必要な事務業務を行う。
- 3). 会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。

行 事：

- 1). 年1回、運営委員会および総会を開催する。
- 2). 年1回、会誌を発行する。
- 3). その他の必要な事項を行う。

会 費：

- 1). 年会費は正会員1万円、準会員5千円とする。
- 2). 初期研修医、名誉会員、76歳以上の会員、退職した会員については年会費を免除する。ただし本人より年会費支払い希望がある場合にはこれを妨げない。
- 3). 寄付金についてはこれを受ける。

会則の変更： 本会会則の改定は総会の決議による。

附則： 本会則は平成30年5月1日より施行する。

平成31年3月3日改定認可。